

「令和6年度埼玉県内企業DX推進人材育成講座補助金」募集要領

1 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内事業者に対してDX推進に関する活動を行っている又は行う予定がある経済団体、業界団体、工業団地協同組合、金融機関、支援団体等（以下「申請団体」という。）であること。
- (2) 講座参加者の集客及び開催運営を行うことができること。
- (3) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。
- (4) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

2 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 講座は公社理事長と協議して定めるカリキュラムに基づき開催すること。
- (2) 講座のテーマ及び講師は原則として「令和6年度DX推進人材育成講座リスト」に掲載しているテーマ及び講師とすること。
- (3) 講座は原則として令和7年1月31日までに、補助対象事業者が用意する会場またはオンライン形式で行うこと。
- (4) 講座の受講料は無料とすること。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は、対象となる講座の開催に必要な講師謝金とする。なお、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。

また、以下の①～②の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、令和7年2月14日までに支払が完了している経費

4 補助金額等

補助金額は、1申請団体につき20万円を上限とする。

ただし、対象受講者が5名未満の場合には原則として補助金を支給しないものとする。

5 補助条件等

- (1) 講座受講者の募集及び開催運営は補助対象事業者が責任をもって行わなければならない。
- (2) 毎回の講座後にアンケートを実施し、実施後1か月以内に書面にて集計結果の報告をしなければならない。

6 必要書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）

- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) 申請団体の概要（様式任意）
- (4) 会員名簿（申請団体の会員を対象に講座を開催する場合）
- (5) 他の補助金を受けている場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金名、補助事業の概要を記載した書類

7 受付期間

令和6年5月22日（水）から6月5日（水）17時必着。

8 申請方法

受付期間内に必要書類を次の提出先にメール（ファイル形式はPDF形式とし、ZIPファイルにまとめること。）する。なお、容量が大きくメールで送信できない場合には事前に相談すること。

【提出先】

公益財団法人埼玉県産業振興公社DX推進支援グループ

メールアドレス：info@saitamadx.com

タイトル：令和6年度DX推進人材育成事業補助金申請

なお、応募書類提出後に次の「応募・問合せ先」に電話すること。

応募・問合せ先：048-621-7051（担当：宮崎）

9 審査

受付期間終了後、申請書類を審査し、別表の審査基準に従い採択企業を決定する。また必要に応じてヒアリングを行う。

結果は受付期間終了後、3週間以内に通知する。

10 補助金の支払

補助金の支払は、補助事業者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査（証拠書類の検査）を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。なお、実績報告書と一緒に受講者名簿を提出すること。

11 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) 審査基準		
評価項目		評価内容
業務実績	過去の実績	過去に同種又は類似業務の実績があり、適切かつ効果的に事業を遂行する能力があると認められるか。
申請内容	受講者見込	事業趣旨に沿った対象受講者の参加がどれほど見込まれるか。
	具体性・実効性	事業の広報及び受講者の募集が具体的かつ実効性があるものか。